

- 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 -

条例・規則名 東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 13 年 12 月 26 日・東京都条例第 119 号

1 概要

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 73 号)の施行に伴い、条例の名称、引用する法律名及び条項、協議会の名称に関する規定を整備する。

東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会条例

→ 東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例

第 1 条第 1 項

自動車から排出される窒素酸化物

→ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質

第 8 条第 2 項 → 第 1 0 条第 2 項

第 1 条第 2 項

東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会

→ 東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会

2 施行期日

公布の日（平成 13 年 12 月 26 日）

3 問い合わせ先

環境局自動車公害対策部計画課計画係

直通電話 03（5388）3462

都庁内線 42 - 514